〇二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの			
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	あひるのもの	九・六%	B 10	
	その他のもの		A	
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	あひるのもの	九・六%	B 7	
	その他のもの		A	
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A	
〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			
	豚の肉			
〇二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの		X	
〇二一〇・一九	その他のもの		X	
〇二一〇・二〇	牛の肉		X	
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
〇二一〇・九一	霊長類のもの		A	
〇二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二%	B 10	
〇二一〇・九三	爬（は）虫類（へび及びかめを含む。）のもの		A	
〇二一〇・九九	その他のもの		X	
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物			
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・一〇	観賞用の魚			
	こい及び金魚	三・五%	B 5	
	その他のもの		A	
	その他の魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの	三・五%	B 10	
〇三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの		X	
〇三〇一・九三	こい			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの	三・五%	B 10	
〇三〇一・九四	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの		R	
〇三〇一・九五	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの		R	
〇三〇一・九九	その他のもの			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの		R	
〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X	
〇三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X	
〇三〇二・一九	その他のもの		X	
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇二・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五%	B 10	
〇三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五%	B 10	
〇三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）	三・五%	B 10	
〇三〇二・二九	その他のもの	三・五%	B 5	
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇二・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）		X	
〇三〇二・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）		R	
〇三〇二・三三	かつお		X	
〇三〇二・三四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		R	
〇三〇二・三五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X	
〇三〇二・三六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
〇三〇二・三九	その他のもの		R	
〇三〇二・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	
〇三〇二・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇二・六一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）			
	サルディノプス属のもの		X	
	その他のもの	三・五%	B 10	
〇三〇二・六二	ハドック（メラノグラムムス・アイグレフィヌス）	三・五%	B 10	
〇三〇二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五%	B 10	
〇三〇二・六四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X	
〇三〇二・六五	さめ		A	
〇三〇二・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%	B 10	
〇三〇二・六七	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X	